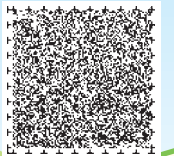


やさしいまちづくり推進指針



1 推進指針策定の趣旨

- 本県では、高齢社会の到来や障がい者の社会参加への気運の高まりを背景に、高齢者や障がい者等を取り巻く様々な障壁を取り除き、高齢者や障がい者等の自立と社会的活動への参加を果たせる社会を築くこと（＝やさしいまちづくり）を目的として、平成7年3月に「熊本県高齢者、障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」（以下「やさしいまちづくり条例」という。）を制定しました。
- 平成7年10月には、「熊本県やさしいまちづくり推進計画」を策定し、これまで3期21年にわたり、県民、事業者、関係機関等との連携のもと、条例の基本方針及び体系に沿った各種の施策に取り組んできました。
- しかしながら、平成28年4月に熊本地震が発生し、これまでやさしいまちづくりの取り組みで築いてきた生活環境、社会環境等が大きな被害を受けました。今後数年間は被災者の生活再建支援、社会基盤の復旧等に最優先で取り組む時期にあります。
- そこで、やさしいまちづくり条例の理念や基本方針に基づき、熊本地震からの復旧・復興においてやさしいまちづくりの視点の導入を促進し、県がやさしいまちづくり施策を総合的に推進するための指針となるのが、「熊本県やさしいまちづくり推進指針」です。



2 ししん とくちょう 指針の特徴

(1) 震災復興へのやさしいまちづくりの視点の導入

「熊本復旧・復興4カ年戦略」を踏まえ、震災復興にやさしいまちづくりの視点を導入し、熊本の創造的復興につながる取組みを推進します。

(2) 障壁除去（バリアフリー）への重点化

本格的な高齢社会の到来に伴い、やさしいまちづくりの必要性は高まっているため、高齢者、障がい者等の自立と社会的活動への参加を妨げる様々な障壁除去のための取組みに重点化し、引き続き着実な取組みを推進します。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月施行）の理念の反映

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行に伴い、個々の場面において、個々の障がい者に対して行われる社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うための環境整備として、不特定多数の障がい者を対象とする事前的改善措置を推進します。

3 きほんほうしんおよ もくひょう 基本方針及び目標

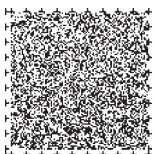
やさしいまちづくり条例では、やさしいまちづくりを推進するための県としての基本方針を次のとおり定めています。

やさしいまちづくり条例

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 県民が、やさしいまちづくりに関して理解を深め、積極的に行動できるよう意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者及び障がい者が円滑に暮らせる社会環境の整備を推進すること。
- (3) 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる生活環境の整備を促進すること。

本推進指針では、この3つの基本方針に基づき、次の目標（目指す姿）を掲げ、条例の本旨である高齢者や障がい者等の自立と社会参加を妨げる様々な障壁除去のための取組みを重点的に推進します。また、今後の熊本地震からの復旧・復興においても、やさしいまちづくりの視点を踏まえた、きめ細かな取組みを進めていきます。



もくひょう めざ すがた 目標（目指す姿）

熊本地震からの復旧・復興の中で、高齢者や障がい者等にとって障壁がなく、安心して希望に満ち、いきいきと活躍できる新たな熊本の創造

4

具体的な推進方向

推進指針の目標（目指す姿）を実現するため、平成29年度から概ね3年程度の期間における具体的な推進方向として5つの分野を設定し、63施策に重点的に取り組みます。また、各施策の取組みとあわせて、やさしいまちづくりの視点による災害復興を推進します。

目標（目指す姿）

熊本地震からの復旧・復興の中で、高齢者や障がい者等にとって障壁がなく、安心して希望に満ち、いきいきと活躍できる新たな熊本の創造

推進方向 1

意識・行動上の障壁除去

- (1) 県民の意識に根づかせる啓発活動の実施
- (2) 認知症や障がい等の特性の理解
- (3) 行動を起こすための支援
- (4) 障がい者等に対する差別の解消

推進方向 2

移動・施設利用上の障壁除去

- (1) 移動手段や制度の整備・活用
- (2) 歩行空間・交通安全施設の整備
- (3) トイレ・駐車場の利便性の確保
- (4) 多くの人利用する建築物の整備
- (5) 住宅の整備

推進方向 3

情報取得・コミュニケーションに関する障壁除去

- (1) 情報提供サービスの充実
- (2) コミュニケーションの充実

推進方向 4

生命・財産を守るための障壁除去

- (1) 災害時における避難支援体制等の整備
- (2) 交通安全・防犯対策の強化
- (3) 消費者被害の防止・生活支援の充実

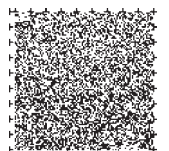
推進方向 5

社会の一員として能力発揮するための障壁除去

- (1) 教育支援の充実
- (2) 障がい者の就労支援の充実
- (3) 高齢者の就労支援の充実

やさしいまちづくり施策を総合的に推進

やさしいまちづくりの視点による震災復興の推進



(1) けんみん いしき ね けいはつかつどう じっし
県民の意識に根づかせる啓発活動の実施

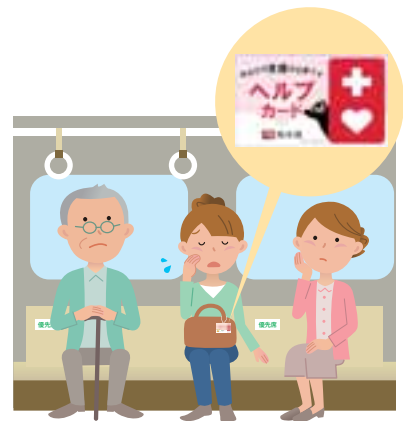
施策	<ul style="list-style-type: none"> ● やさまちウィークの設定による集中的・継続的な啓発活動の実施 ● 県の広報媒体の活用、パンフレットの作成等によるやさしいまちづくりの取り組みや障がい特性等に関する啓発
----	---

(2) にん ちしょう しょう どう とくせい りかい
認知症や障がい等の特性の理解

施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 「認知症サポーター」の養成 ● 若年性認知症に対する理解促進（集合型・実地型・派遣型研修の実施、支援専門員配置等） ● 地域における精神保健福祉の普及啓発（地域精神保健福祉連絡協議会の開催、啓発用リーフレット作成、交流会の開催等） ● 児童・生徒の体験活動を通じた高齢者や障がい者等との交流の促進
----	---

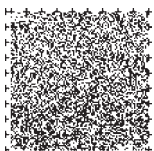
(3) こうどう お しえん
行動を起こすための支援

施策	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘルプマークの導入・普及 ● ハートフルサポーターの育成 ● 高齢者、障がい者等に関するボランティア活動や地域における見守り活動への参加促進
----	--



(4) しょう しょうとう たい さべつ かいしょう
障がい者等に対する差別の解消

施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 県民への障害者差別解消法や障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の普及啓発 ● 相談窓口の設置、不利益取扱いに関する事案の解決のための助言・あっせん ● 行政機関における合理的配慮の推進（職員対応要領策定、相談窓口設置、研修実施等）
----	--



(1) い どうしゅだん せいど せいび かつよう
移動手段や制度の整備・活用

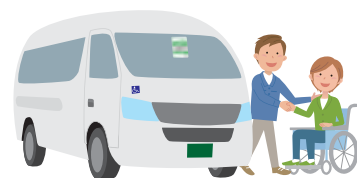
施策	● ちいきこうつう じゅうじつ のりあい ふくしゅうしょううんそうとう うんこう 地域交通の充実（コミュニティバス・乗合タクシー・福祉有償運送等の運行支援）
	● りよきやくしせつ こうきょうしゃりょうとう せいび のりあい か そくしんとう 旅客施設や公共車両等の整備（乗合バスのノンステップ化の促進等）
	● しんたいしょう しゃほじょけん いくせい 身体障がい者補助犬の育成
	● しやう しゃ いどうしえん ふくし どう そうげい どうこうえんご こうどうえんご しかくしょう 障がい者の移動支援（福祉バス等による送迎、同行援護、行動援護、視覚障がい者のための自立移動のための歩行訓練の実施等）

(2) ほ こうくうかん こうつうあんぜん し せつ せいび
歩行空間・交通安全施設の整備

施策	● ほ どう せいび ふくいんかくほ だんさがいしょう しかくしょう しゃゆうどう ほ こうしゃ 歩道の整備（幅員確保、段差解消、視覚障がい者誘導ブロック、歩行者たまり空間、エスコートゾーン等の整備）
	● こうつうあんぜん し せつとう せいび しかくしょう しゃよう ふ か そう ち どう たいおうがたしん 交通安全施設等の整備（視覚障がい者用付加装置等のバリアフリー対応型信号機・照明灯付横断歩道標識の設置、道路標識の高輝度化・自発光化等）
	● こうえん せいび こうれいしゃ しょう しゃどう はいりよ ちゅうしゃじょう えん ろう せいび 公園の整備（高齢者や障がい者等に配慮したトイレ、駐車場、園路等の整備）
	● しょうてんがい せいび しえん こうれいしゃ しょう しゃどう はいりよ ほ どう とう せいび 商店街の整備支援（高齢者や障がい者等に配慮した歩道・トイレ等の整備）

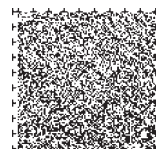
(3) ちゅうしゃじょう り べんせい かくほ
トイレ・駐車場の利便性の確保

施策	● ハートフルパス制度の推進（市町村窓口の拡大等）
	● こうえんとう せいび 公園等におけるトイレのバリアフリー整備
	● しょう しゃ こ づ ひどう えんかつ り よう 障がい者や子ども連れの人等が円滑に利用できる「おでかけ安心トイレ」等の情報提供



(4) おお ひと り よう けんちくぶつ せいび
多くの人利用する建築物の整備

施策	● けんちく かいしゅうじ ユーディーせつけい かつよう けんこうし せつ 建築・改修時のUD設計アドバイザーの活用による県有施設のバリアフリー化の推進
	● き ぞんみんかんけんちくぶつ かいしゅうしえん けんおよ しちょうそん ほ じよ 既存民間建築物の改修支援（県及び市町村による補助）
	● じ ぜんぎょうぎせいど でまえこうざ ユーディー は けんとう こうれいしゃ 事前協議制度、出前講座、UDアドバイザー派遣等による高齢者や障がい者等に配慮した施設整備の促進



(5) 住宅の整備

施策

- 住宅のバリアフリー化の促進
- 建築士等に対する民間住宅のバリアフリーに関する理解を深めるための支援の実施（研修、相談窓口等に関する情報提供）
- 在宅の重度身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、要介護高齢者がいる世帯の住宅改造の助成



すいしんほうこう 推進方向3

情報取得・コミュニケーションに関する障壁除去

(1) 情報提供サービスの充実

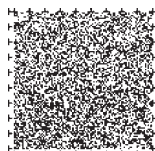
施策

- 聴覚障がい者への情報提供サービスの充実（聴覚障害者情報提供センターにおける聴覚障がい者用録画物の制作、収集、貸出等）
- 視覚障がい者への情報提供サービスの充実（点字図書館における視覚障がい者のための点字刊行物・録音物の作成・貸出、新聞情報等のインターネットによる提供等）
- ホームページの情報アクセシビリティ（利用しやすさ）の確保及び広報のユニバーサルデザイン化の徹底
- スポーツ、レクリエーション、文化活動、生涯学習等に関する情報提供サービスの充実

(2) コミュニケーションの充実

施策

- コミュニケーションを支援する人材の養成（盲ろう者通訳・介助員、要約筆記者、手話通訳者、点訳・朗読（音訳）奉仕員の養成）
- 情報通信技術、コミュニケーション支援ボード、ヘルプカード等の活用促進



(1) さいがいじ ひなんし えんたいせいとう せいび
災害時における避難支援体制等の整備

施策

- ひなんこうどうようし えんしや こべつけいかく さくていし えん
避難行動要支援者の個別計画の策定支援
- しちようそん ひなんしやうんえい さくせい みなお し えん
市町村の避難所運営マニュアル作成・見直しの支援
- しちようそん ふくし ひなんしやうんえい さくせい し えん
市町村の福祉避難所運営マニュアル作成の支援
- ふくし ひなんしよ かいせつ うんえい けんしゆう くんれん じゆうじつ
福祉避難所の開設・運営についての研修・訓練の充実
- ひなんしよとう ようはいりよしや し えん じゆうじつ
避難所等における要配慮者支援の充実
- してい ひなんしよいがい ひなん ひさいしや たい し えん じゆうじつ
指定避難所以外に避難している被災者に対する支援の充実
- ひなんし せつ か そくしん
避難施設のバリアフリー化の促進
- ようはいりよしや りようし せつ ほぜん さぼう ていとう せいび
要配慮者利用施設を保全するための砂防えん堤等の整備



(2) こうつうあんぜん ぼうはんたいさく きよう か
交通安全・防犯対策の強化

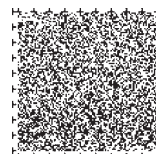
施策

- こうれいしや たいしやう けいはつかつどう じっし
高齢者を対象とした啓発活動の実施
- けんけいこえ ほうもんたい つうしやう けんけい たい ちいき
「県警声かけ・訪問隊」(通称「県警ひまわり隊」)と地域のボランティア等
による高齢者への交通安全、犯罪防止等の声かけによる、あんしん
地域づくりの推進
- 「ゆっぴーあんしんメール」や市町村有線放送等を活用した高齢者対策の推進
- こうれいしや しょう しゃとう くるま うんてん ふあん かか もの たい うんてんてきせいそつだん じゆうじつ
高齢者、障がい者等、車の運転に不安を抱える者に対する運転適性相談の充実
- いっていき いき めん きせい せつ ちとう ひとゆうせん あんぜん あんしん
一定区域を面で規制する「ゾーン30」の設置等による人優先の安全・安心な
歩行空間の確保を推進
- こうれいしや しょう しゃとう ふく ちいきじゆうみん いったい どうろこうつうかんきよう せいび すいしん
高齢者や障がい者等を含む地域住民と一体となった道路交通環境の整備を推進

(3) しょうひしや ひがい ぼうし せいかつ し えん じゆうじつ
消費者被害の防止・生活支援の充実

施策

- とくしゆ さぎたいさくようでん わ き せいび
特殊詐欺対策用電話機の整備
- せいねんこうけんせいど にちじやうせいかつじりつ し えんじぎやう にんちしやう ちてき せいしんしやう どう
成年後見制度や日常生活自立支援事業(認知症や知的・精神障がい等により
はんだんのうりよく ふじゆうぶん ひと ざいさんかんり ふくし りようとう し えん かつようそくしん
判断能力が不十分な人の財産管理、福祉サービス利用等の支援)の活用促進
- ちてきしやう しゃ し えんしや む しょうひしやきやういくきやうざいかつよう しょうひしやひがい み
知的障がい者とその支援者向けの消費者教育教材活用による消費者被害の未
ぜんぼうし たいさく じっし
然防止対策の実施



(1) きょういく し えん じゅうじつ
教育支援の充実

施
策

- こべつ きょういく し えんけいかく さくせい しゅうがくまえ だいがく せんもんがっこうとう ひきつ とり
個別の教育支援計画の作成と就学前から大学、専門学校等までの引継ぎの取
組み
- がっこうないがい かんけい き かん しゃ れんけい
学校内外の関係機関（者）の連携
- しょうがいのある児童生徒の学びの場の整備（特別支援学校の新設等）
- ちょうかくしょう しゃとう さんか しょうがいがくしゅう しょうがいがくしゅう かいはつ かんけい き かん ていきょう
聴覚障がい者等が参加しやすい生涯学習プログラムの開発・関係機関への提供

(2) しょう しゃ しゅうろう し えん じゅうじつ
障がい者の就労支援の充実

施
策

- しょくぎょうくんれん じっし しゅうろういこうし えん
職業訓練の実施（就労移行支援）
- しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつ し えん しゅうろうし えん きゅうしよくしゃ たい しゅうぎょうめん
障害者就業・生活支援センターによる就労支援（求職者に対する就業面と
せいかつめん いったいてき し えん ほうてい こよりつ み たっせいぎぎょう はたら しょくばていちゃくしえんとう）
生活面の一体的な支援、法定雇用率未達成企業への働きかけ、職場定着支援等）
- ひょうしょうを通じた優良事例の普及（障がい者雇用優良事業所等知事表彰）
- じゃくねんせいになちしょう ひとおよ はいぐうしゃ しゅ かい ごしゃ しゅうろうし えん
若年性認知症の人の及び配偶者（主たる介護者）の就労支援
- しょうしゃるふあむの考え方に基づく障がい者等の意欲や能力に応じた新た
な働く場の開拓・創設

(3) こうれいしゃ しゅうろう し えん じゅうじつ
高齢者の就労支援の充実

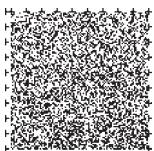
施
策

- むりょうしょくぎょうしょうかいしよ じんざい つう
無料職業紹介所やシルバー人材センターを通
じた高齢者の就労支援
- こうれいしゃ きぼう のうりよく おう あら しゅうろう
高齢者の希望や能力に応じた新たな就労・
かつやく ば かいたく ていきょう
活躍の場の開拓・提供



しょうへきじよきよ
障壁除去（バリアフリー）とは

こうれいしゃ しょう ひと しゃかい かが しゃかい さまた しょうへき
高齢者や障がいのある人が社会に関わろうとすると、社会にそれを妨げてしまう障壁（バリア）
があり、それをなくすことで社会に関わりやすい環境を整えようとする考え方が、たてもの どうろ
段差など物理的バリア、誤解や偏見などの意識的バリア、雇用や就労の機会が限られたりする制度
的バリア、文化・情報のバリアなどがあります。



くまもとけん けんこうふくし ぶ こ しょう ふくしきょくしょう しゃし えん か
熊本県 健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

でんわ 電話 096-333-2235 ファックス 096-383-1739

はっこうしゃ くまもとけん
発行者：熊本県

しょ ぞく しょう しゃし えん か
所属：障がい者支援課

はっこうねん ど へいせい ねん ど
発行年度：平成29年度